

「企業決済高度化研究会」報告書

2012年4月24日
企業決済高度化研究会

目 次

1. はじめに.....	1
2. わが国の企業決済手段・インフラ.....	2
3. 外部環境の変化.....	3
(1) 企業の海外進出.....	3
(2) 電子商取引の発達.....	5
(3) 資金決済インフラにおける XML 対応.....	6
(4) インターネット関連技術の発達・普及.....	7
(5) 決済事業者の多様化.....	9
4. 企業の決済高度化ニーズ.....	10
(1) 決済情報と商流情報の連携.....	10
(2) キャッシュマネジメントの高度化支援.....	14
(3) 日常的な決済事務の改善.....	17
① 公金決済事務の効率化.....	17
② 決済のバックアップ体制強化.....	18
③ 超大口送金の効率化.....	18
5. 方策と課題.....	19
(1) 決済情報と商流情報の連携.....	19
イ. 銀行界を中心としたこれまでの取組みと方策.....	19
① 「マッチングキー」方式の導入.....	19
② 2001 年報告書の提案：「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」.....	19
③ 第 6 次全銀システム稼働後の「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」... ..	21
ロ. 課題.....	23
① ニーズの多様性.....	23
② ネットワーク外部性の存在.....	23
③ システム投資の費用対効果.....	24
④ 受益と負担のギャップ.....	24
⑤ EDI 情報欄の標準化.....	25
ハ. 既存の仕組みの活用.....	26
① 全銀協金融 EDI 標準の有効活用.....	26
② 電子記録債権との連携.....	26

(2) キャッシュマネジメントの高度化支援.....	28
(3) 日常的な決済事務の改善.....	29
① 公金決済事務の効率化.....	29
② 決済のバックアップ体制強化.....	30
③ 超大口送金の効率化.....	31
6. 当面の取組み.....	31
(1) 既存の枠組みの利用促進に向けた取組み.....	31
(2) 金融 EDI への関心が高い業界とのパイロット研究.....	31
(3) 金融業務における商流情報の活用のあり方の研究.....	32
7. おわりに.....	32

(付録)

- 研究会趣意書
- 研究会メンバー
- 第 6 次全銀システムの XML フォーマット仕様

1. はじめに

本報告書は、「企業決済高度化研究会」における企業間決済の高度化に向けた取組みのあり方等に関する検討結果をまとめたものである。

全国銀行協会（以下「全銀協」という。）では、2001年（平成13年）1月に金融EDI検討部会の中間報告書「インターネット技術を活用した金融EDIについて」（以下「2001年報告書」という。）を公表した¹。2001年報告書は、インターネットの利用拡大が見込まれる中で、当時、新しい情報技術として注目されていたXML（eXtensible Markup Language）を用いて、企業間取引で決済を行う際の取引関連データの電子的な交換（Electronic Data Interchange：EDI）の仕組み（以下「金融EDI」という。）のあり方を検討したものである。

その後10年が経過し、資金決済インフラ面では、後述するとおり、第6次全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）や新日銀ネット（第2期開発分）など、XML電文の利用を可能とする環境が次第に整いつつある。こうした環境変化を捉え、金融EDIを含めた企業間決済の高度化に向けた取組みのあり方等を銀行界で検討することを目的に、昨年7月に全国銀行協会を事務局とする「企業決済高度化研究会」（以下「研究会」という。）を設立した（研究会の構成：図1）。

【図1：研究会の構成】

（統一金融機関番号順）

メンバー	日本銀行
	みずほ銀行
	三菱東京UFJ銀行
	三井住友銀行
	千葉銀行
	静岡銀行
	みずほ信託銀行
	名古屋銀行
	全国銀行資金決済ネットワーク
事務局	全国銀行協会

研究会では、昨年7月から本年4月まで概ね毎月1回会合を開催した（研究会の会合開催実績：図2）。会合では、2001年報告書を現在の視点でアップデートすることを主眼として、企業間決済の高度化に向けた銀行界のこれまでの取組みの評価、企業ニーズの把握、海外動向の調査を行った。そのうえで、企業ニーズに対応するための方策の検討や、方策を実現するための課題の整理を行った。

また、研究会では、企業間決済の高度化に向けたニーズは金融EDIに限られるものではないとの認識から、企業の財務部門関係者等へのヒアリングを重ね、幅広いニーズの把握

¹ 金融EDI検討部会中間報告書「インターネット技術を活用した金融EDIについて」、2001年（平成13年1月）、「金融」2001年2月号、全国銀行協会

に努めた。こうした機会を通じて、わが国の資金決済インフラや金融機関による企業向け決済サービスに関して、実務に即した有益な意見を得ることができた。ヒアリングにご協力頂いた関係者各位には改めて謝意を表したい。

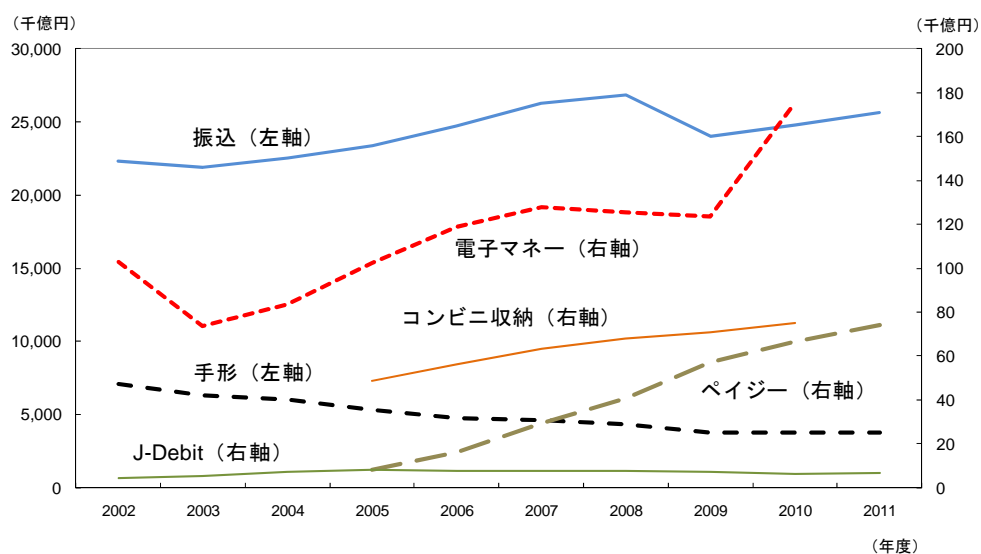
【図2：研究会の会合開催実績】

第1回	7月28日	参加金融機関間の認識共有
第2回	9月29日	海外動向ヒアリング ドイツ銀行、ウェルズ・ファーゴ銀行
第3回	10月25日	企業ヒアリング 小島プレス工業株式会社、一般財団法人流通システム開発センター（流通BMS協議会事務局）
第4回	11月10日	企業ヒアリング 三菱商事株式会社、株式会社ニコン
第5回	12月22日	自由討議 日本CFO協会、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、株式会社イトーヨーカ堂、アステラス製薬株式会社 富士通株式会社、THK株式会社
第6回	1月31日	論点抽出
第7回	2月28日	論点整理
第8回	3月27日	報告書案の検討
第9回	4月13日	報告書案の検討
第10回	4月24日	報告書の取りまとめ

2. わが国の企業決済手段・インフラ

わが国の企業間（BtoB）取引で利用される決済手段をみると、預金取扱金融機関を利用した振込が広く用いられている。また、手形も、取扱金額は減少しているものの、引き続き決済に利用されている。

【図3：主な決済手段の年間取扱金額推移】



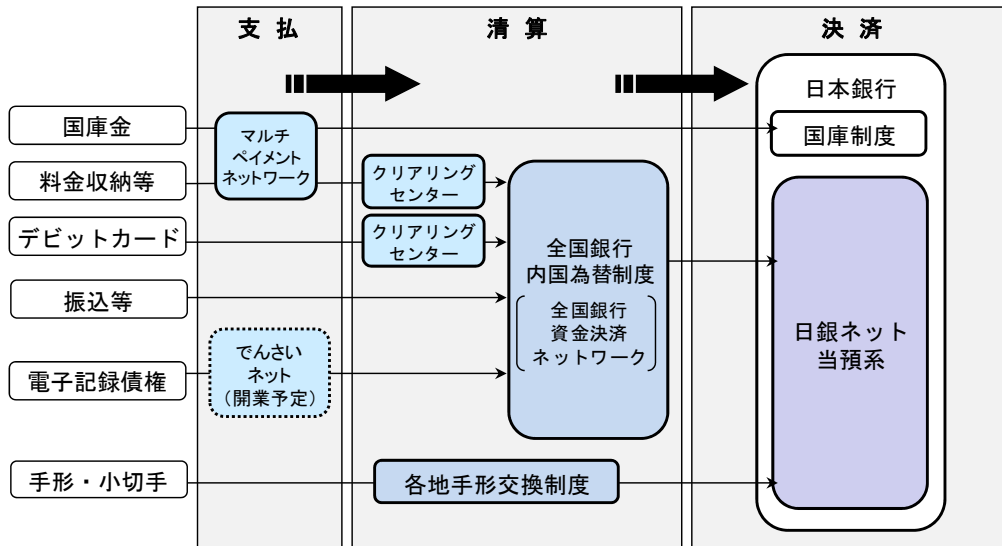
(出所) 全国銀行協会「決済統計年報」、日本マルチポイントネットワーク運営機構「業務成績報告」、J-Debit「取引実績報告」、日本資金決済業協会「発行事業実態調査統計」、主要コンビニエンスストア4社決算資料

企業対消費者（BtoC）取引も含めた決済手段では、振込や手形のほかにペイジー（Pay-easy）やデビットカード（J-Debit）等も利用されており、近年では、電子マネーやコンビニ収納を活用する動きも広がっている（主な決済手段の年間取扱金額推移：図3）。

こうした様々な企業決済を支える銀行界共通の資金決済インフラとしては、他行間振込を取り扱う全国規模の銀行間資金決済ネットワークである全銀システムや、企業等が振り出した手形等を取り扱う全国各地の手形交換所がある。また、公金収納を主として取り扱うマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）やデビットカードの決済を取り扱うクリアリングセンターもある。さらに、電子債権記録機関である「でんさいネット」も開業を予定している。

これら資金決済インフラで処理された取引の結果生じた銀行間の資金決済は、日銀ネット・当預系で行われている（わが国の主な資金決済インフラ：図4）。

【図4：わが国の主な資金決済インフラ】



（出所）日本銀行、「決済システムレポート 2010-2011」をもとに加筆修正

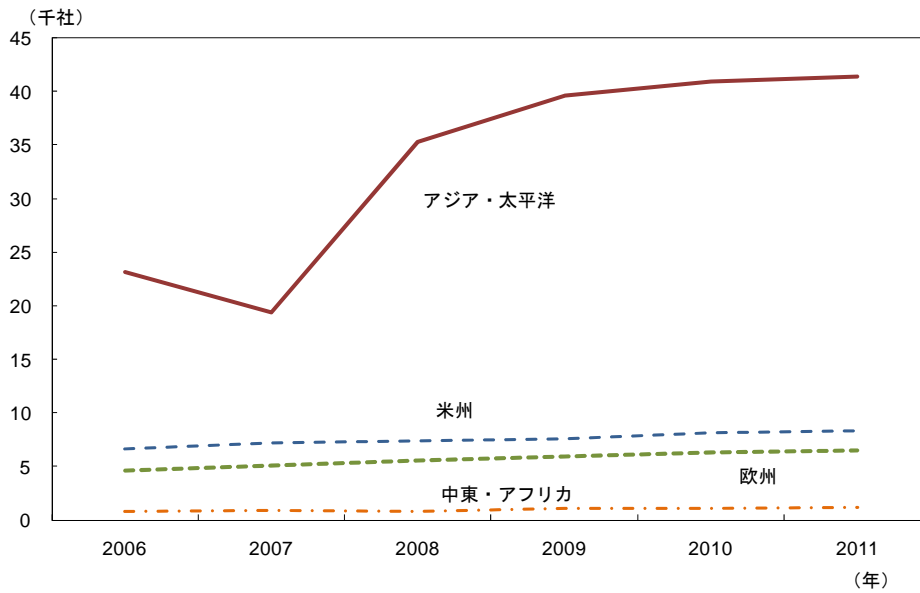
3. 外部環境の変化

わが国の企業間決済を巡る外部環境は過去10年間で大きく変化した。主なものを挙げれば、以下のとおりである。

（1）企業の海外進出

わが国企業は、アジア地域を中心に海外進出を一段と進めている（日系企業の海外進出状況：図5）。この動きは、大企業に止まらず、中堅・中小企業においても活発化しており、業種についても、これまでの中心であった製造業だけでなく、サービス業にも広がりを見せている。

【図5：日系企業の海外進出状況】



(出所) 外務省、「海外在留邦人統計」

このようなわが国企業のアジア地域への進出は、過去には、低廉な労働力を背景とした「生産・輸出拠点」との位置づけから主として行われてきたが、近年では、アジア諸国における内需拡大を踏まえ、むしろ「消費拠点」として現地市場の開拓・拡大を図る目的から行われている（日系企業の海外進出目的：図6）。さらに、グローバルなサプライチェーンの最適化や、昨年（2011年）の東日本大震災での教訓を踏まえたリスク分散の観点から、アジア諸国への進出を図る動きも指摘されている²。

【図6：日系企業の海外進出目的】

現地の顧客の獲得・シェア拡大	72.2%
販売ルートの開拓	48.2%
需要増の消費地の近くにおける増産対応	38.8%
原材料、部品・部材の調達コストの低減、調達の安定化	33.9%
拠点の移転による人件費等のコスト削減	24.9%
効率的な物流網の構築	16.7%
商品企画・開発の現地化	13.9%
成長が見込まれる事業・商品の強化	13.9%
現地の規格に合わせた商品仕様の変更	12.2%
先端技術研究の強化	5.3%

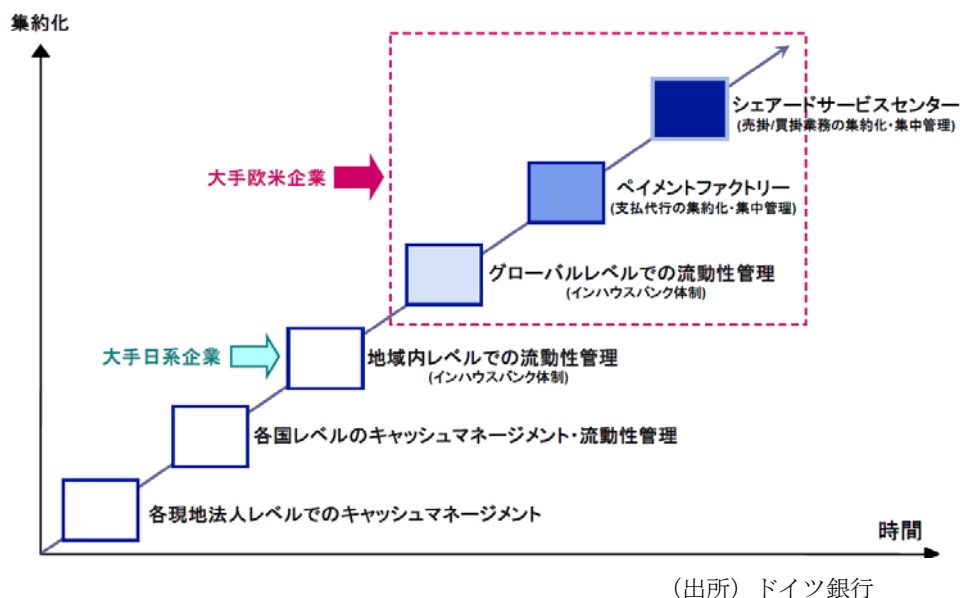
(出所) 野村総合研究所「我が国金融業の国際競争力強化に関する調査研究」報告書、金融庁委託調査、2012（平成24）年2月

これに伴い、企業の財務・経営管理事務も変化している。たとえば、海外進出企業の流動性管理は、従来、現地法人レベルで行われてきたが、これを各国レベル、地域（米州・欧州・アジア）レベル、さらには、グローバルレベルへと集約化の範囲を拡大することを指向している。また、集約化の対象とする事務も、一層の事務効率化や内部統制

² 金融調査研究会「アジア経済圏における金融・資本市場の発展に向けた課題とわが国金融機関が果たすべき役割」、2012年3月

強化の観点から、流動性管理事務に加え、支払代行事務や売掛・買掛金管理など財務・経営管理事務全般へと拡大を目指す動きもみられる（海外進出企業の財務・経営管理事務：図7）。

【図7：海外進出企業の財務・経営管理事務】



(2) 電子商取引の発達

産業界では、電気通信事業法改正によりデータ通信が解禁された1985年頃から、企業間における受発注情報等のEDIを開始し、商取引の電子化が始まった³。当初は、公衆データ回線（公衆電話網、ISDN）等を利用した高コストの仕組みであったため、利用者は一部に限られていた。この間、情報処理促進法にもとづく連携指針制度を活用してEDIの標準化を促進する動きがみられた（連携指針制度：図8）。

【図8：連携指針制度】

- 2000年改正の情報処理促進法にもとづき、一定の業務分野に属する事業者が広く連携してコンピュータを効率的に利用することを促進するためのガイドラインとして、事業分野毎に主務大臣が「連携指針」を定めるものである。
- 1986年から2000年までに計14事業分野で連携指針が定められた（告示制定順に鉄鋼業、中古自動車販売業、電気事業、家具業界、電子出版業、電子機器製造業、紙流通業、機械工具業界、電機4団体〈電子・電気・電線・電力〉、建設業、住宅設備機器等流通業界、海上運送事業者、陸上運送事業者、生鮮食料品等流通業界）。
- これらの連携指針では、企業間の標準的なEDIの仕様に言及しているものが多く、EDIの標準化に寄与している。

³ わが国産業界のEDIの歴史や動向については、財団法人日本情報処理開発協会（現一般財団法人日本情報経済社会推進協会）「業界標準EDI～現状と動向～」(2011年3月)に詳しい。

2000年代に入ると、インターネットの利用拡大により、汎用の Web ブラウザを活用した Web-EDI が普及した。これにより、システム導入のコストが大幅に低下し、電子商取引が幅広く浸透した。

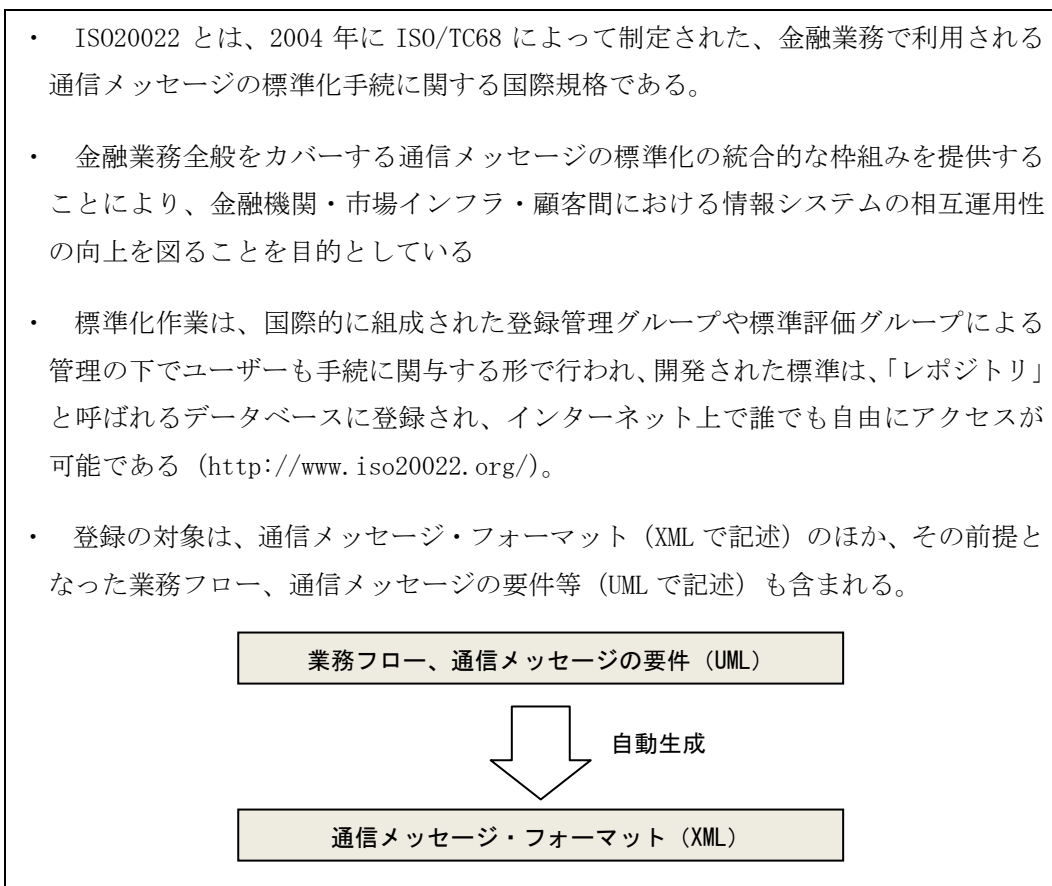
さらに、その後、XML の普及により、これを用いた次世代 EDI 標準を策定する動きが業界毎に進んだ。たとえば、電子機器業界では、2003 年に公表した次世代 EDI 標準「ECALGA (Electronic Commerce Alliance for Global business Activity)」がある。流通業界では、広範に普及している従来の標準 (JCA 手順) に代わる次世代 EDI 標準として、2007 年に「流通 BMS (流通ビジネスメッセージ標準)」を公開し、小売業者、卸売業者、消費財メーカーを中心とする流通業界での利用拡大が進んできている。

これらの EDI 標準は、XML の特徴である汎用性・拡張性の特徴を活かして、企業の社内システム (ERP 等) と EDI との連携を図りやすくすること等を通じて、電子商取引の一層の発展に寄与することが見込まれている。

(3) 資金決済インフラにおける XML 対応

この間、金融分野では、2004 年に金融業務全般での利用を想定した通信メッセージ・フォーマットの国際規格 ISO20022 が国際標準化機構・金融サービス専門委員会 (ISO/TC68) によって策定された (ISO20022 の概要：図 9)。これを受けて、ISO20022 に準拠した XML 電文を資金決済インフラに導入する動きが広がっている。

【図 9：ISO20022 の概要】



たとえば、EU 諸国では、2008 年 1 月に企業間決済での商流データの添付を容易にした SEPA (Single Euro Payment Area : 単一ユーロ決済地域) の送金スキーム (ユーロ建て non-urgent 送金のための統一的枠組み) にもとづくシステムが稼働を開始した。米国でも、2011 年 11 月に Fedwire と CHIPS が送金データに付随した商流データの送信を可能にする新しい電文 (Business Remittance Information message format:BRI) を導入した。アジアでも、中国人民銀行の CNAPS が送金データに商流データの添付を可能にする予定にある。これらは、いずれも ISO20022 に準拠した XML 電文に対応している。

わが国の資金決済インフラでも、XML 電文を採用する動きが広がっている。2011 年 11 月に稼働を開始した第 6 次全銀システムでは、従来の固定長電文に加え、XML 電文にも対応可能な仕組みを導入した。これにより、参加する金融機関が XML 電文を採用した場合、企業等の顧客が振込データに添付できる商流情報の容量が従来の 20 桁から 140 桁 (さらに繰返しの使用も可能) に拡張されることとなる。また、2015 年度の稼働開始を目指して開発が進められている新日銀ネット (第 2 期開発分) でも、XML 電文を全面採用する方針が示されている。これらは、必要に応じて、ISO20022 にも適合する電文が用意されている。

このように、近年は、産業界と銀行界の双方で XML 電文を用いたデータ交換の仕組みが進展している。その結果、これまでは分断されていた産業界の取引データと銀行界の決済データの連携を深め、受発注から決済までの段階を通じたデータの相互有効活用を進めていくための技術的な環境が漸く整いつつある。

(4) インターネット関連技術の発達・普及

前述のとおり、XML をはじめとするインターネット関連技術の発達やインターネットの利用浸透が金融界・産業界を問わずビジネスに与えた影響は大きい (インターネットを巡る主な動き : 図 10)。

【図 10 : インターネットを巡る主な動き】

1997 年	全銀協、FB 標準プロトコルに TCP/IP 手順を追加 インターネットバンキングサービスへの取組みが本格化
1998 年	インターネット専業銀行・店舗 (バーチャルバンク) の構想活発化 W3C が XML1.0 を勧告
1999 年	モバイルバンキング本格化
2000 年	全銀協「インターネット・バンキングにおける留意事項について」公表 インターネット専業銀行営業開始 法人向けインターネットバンキングサービス開始
2001 年	ebXML の標準化仕様公開
2004 年	ISO/TC68 が ISO20022 を制定
2005 年	ブロードバンドの普及が進む
2008 年	クラウドコンピューティングの普及が進む
2009 年	モバイルブロードバンドサービス開始
2010 年	金融界において、クラウドコンピューティングの採用広がる

(出所) FISC、「金融情報システム白書 (平成 24 年版)」

こうしたことに加え、近時はインターネットを活用したクラウドコンピューティング等の情報技術が急激に発達している。クラウドコンピューティングの利用には、情報セキュリティ等の考慮すべき課題はあるものの、従来に比べ、システム間の連携やシステム対応の柔軟性が格段に向上している。また、昨年の東日本大震災を契機に、緊急時に柔軟かつ迅速に情報提供できる基盤としてクラウドサービスが評価されている（東日本大震災に際して提供されたクラウドサービス：図 11）。

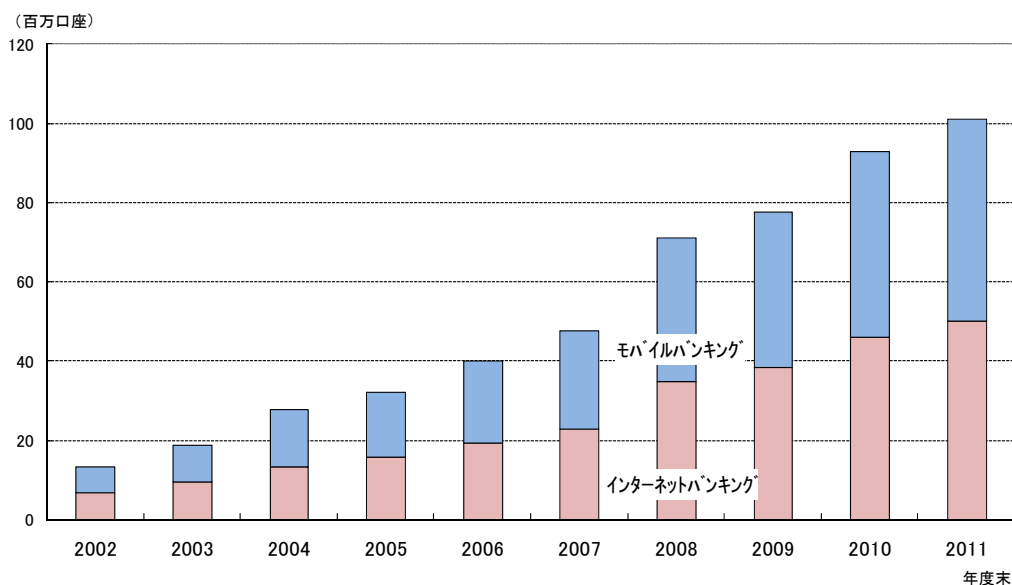
【図 11：東日本大震災に際して提供されたクラウドサービス】

用途区分	サービス提供者	利用者	利用形態・目的	利用内容
情報共有・流通基盤				
－被災者・関係者間安否情報　－物流向け道路情報　－NPO等支援者　－被災者間情報流通・共有				
	Amazon Web Services JAWS-UG	自治体 企業 非営利団体等	負荷分散 代替サイト	情報提供サイトの代替サーバ 情報提供サイトのミラーリング
	NECビッグロップ株式会社	被災者、復興支援のため 情報発信を必要とする 組織・団体	ホスティング	被災した企業の企業活動に必要なシステム利用のための サービス基盤や、安否確認情報、交通情報、鉄道の運行 状況など被災地に必要な情報の情報発信
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	一般公開	衛星写真データ提供	被災地の震災前後の画像・座標情報の提供
被災者救援活動の情報インフラ				
－被災者・避難所の状況把握　－救援物資の集積・配布システム　－ボランティア管理・派遣コントロール				
	株式会社インターネットイニシアティブ	自治体 公共団体	関係者間での 情報共有	グループウェアの提供
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	政府・政府外郭団体 地方自治体 公共交通機関 電気・ガス・水道など ライフラインに関わる企業	SNS	情報伝達・共有
	日本アイ・ビー・エム株式会社	医療団体	ホスティング	輸血用血液情報共有
行政情報提供サイトの拡張				
－政府の情報サイトのミラー　－自治体情報サイトのミラー　－放射線モニタ情報提供				
	株式会社インターネットイニシアティブ	岩手県、宮城県、福島県 の自治体Webサイト (市町村サイト)	情報提供	アクセス集中の緩和のためのミラーリング
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	自治体	ホスティング	各自自治体の業務アプリケーションを、データセンターで動作さ せる環境を構築
	さくらインターネット株式会社 日本マイクロソフト株式会社 アマゾンデータサービスジャパン株式会社	政府関係機関	負荷分散	放射線モニタリングデータのポータル
被災企業等の緊急情報発信・業務処理				
－メールサーバの代替　－グループウェア・Web会議等の提供　－被災状況画像の発信　－サーバ、ストレージ等の提供　－業務アプリ等の提供				
	株式会社インターネットイニシアティブ	自治体、企業等	情報発信サイトの ホスティング	自社webサーバ等の緊急避難的代替
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	政府・政府外郭団体 地方自治体 公共交通機関 電気・ガス・水道など ライフラインに関わる企業	ホスティング	各種代替サーバ
	株式会社エヌ・ティ・ティ・シー コミュニケーションズ	政府・政府外郭団体 地方自治体 公共交通機関 電気・ガス・水道など ライフラインに関わる企業 および無償で復興支援を される企業など	ホスティング	仮想サーバのリソースを無償で提供

(出所) 独立行政法人情報処理推進機構、
「2011年東日本大震災に際して提供されたクラウドサービスの事例」(抜粋)

インターネットの利用が法人・個人を問わず浸透したことに伴い、前述のとおり、消費者間 (CtoC) 取引やBtoC取引だけでなく、BtoB取引においても、電子商取引が普及してきている。また、BtoB取引に伴う決済では、従来からの公衆データ回線を利用したファームバンキングのほか、インターネットバンキング (Internet Banking : IB) やモバイルバンキングを活用する動きが広がっている (インターネット・モバイルバンキングの普及状況：図 12)。

【図 12：インターネット・モバイルバンキングの普及状況】



(出所) FISC、「金融情報システム白書」

(5) 決済事業者の多様化

資金決済の分野を巡っては、過去 10 年間に技術面だけでなく制度面でも変化が生じた。

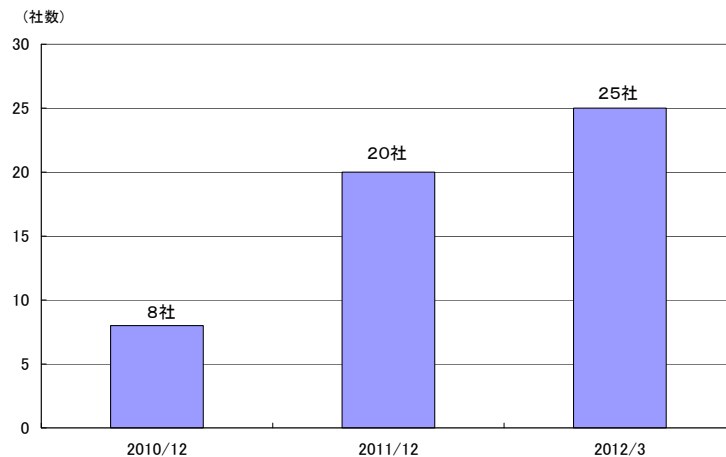
わが国では、企業間の資金決済の中核をなす全銀システムや手形交換所に加え、公金等の収納を扱う MPN (2001 年 10 月開業) や、デビットカードサービスである J-Debit の清算業務を扱うクリアリングセンター (2000 年 3 月本格稼働) など、多様な用途に応じた資金決済インフラが構築されてきた。最近では、2008 年 12 月の電子記録債権法の施行を受けて銀行系の電子債権記録機関が開業した。さらに、全銀協による銀行共通の電子債権記録機関「でんさいネット」も開業予定にある (電子債権記録機関の開業の動き：図 13)。

【図 13：電子債権記録機関の開業の動き】

2008 年 12 月	電子記録債権法施行
2009 年 7 月	「日本電子債権機構」開業
2010 年 7 月	「SMBC 電子債権記録」開業
2010 年 10 月	「みずほ電子債権記録」開業
今後	「でんさいネット」開業予定

他方、資金決済の担い手については、銀行をはじめとする預金取扱金融機関が為替取引業務として長らく行ってきたが、2010 年 4 月の資金決済法の施行により、預金取扱金融機関以外の決済事業者として、資金移動業者が新たに参入している (2012 年 3 月末現在：25 社)。現状は、送金金額の上限規制 (1 件 100 万円以下) が存在することもあり、資金移動業者の利用は CtoC 取引が中心であるが、決済ビジネスにおける競争環境は次第に激化している (資金移動業者の登録事業者数：図 14)。

【図 14：資金移動業者の登録事業者数】



(出所) 金融庁、「資金移動業者登録一覧」

欧米でも、CtoC、BtoC 取引の決済を中心に新規の決済事業者が参入する動きが活発化している。こうしたことを受けて、たとえば大手米銀では、相互に連携して、手軽で安価な送金サービスを提供する動きもみられ始めている (Bank of America、JP Morgan Chase、Wells Fargo の3行による clearXchange)。

4. 企業の決済高度化ニーズ

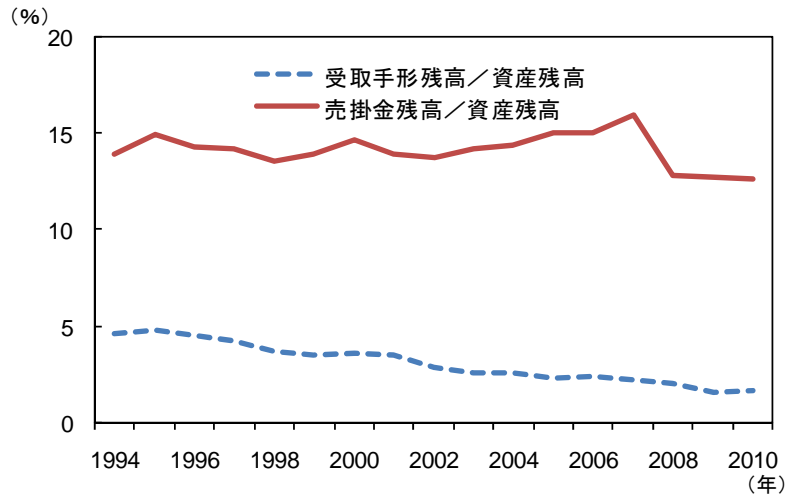
以上の外部環境の変化を踏まえつつ、企業間決済の高度化に向けた多様なニーズを把握するため、研究会では、企業等へのヒアリングを実施した。その結果、決済の安全性・効率性・利便性など幅広い観点から、金融 EDI を含めた企業間決済の高度化に向けた多様なニーズが寄せられた。

以下では、具体的ニーズを、(1)決済情報と商流情報の連携、(2)キャッシュマネジメントの高度化支援、(3)日常的な決済事務の改善に分類・整理している。

(1) 決済情報と商流情報の連携

国内企業では、新たな決済手段の活用や手形レス化が進んでいる結果、手形残高は年々減少している。そうした一方で、売掛金残高はほぼ横ばいが続いており、企業にとって売掛金の消込事務は引き続き負担を伴うものとなっている (手形・売掛金残高の動向：図 15)。

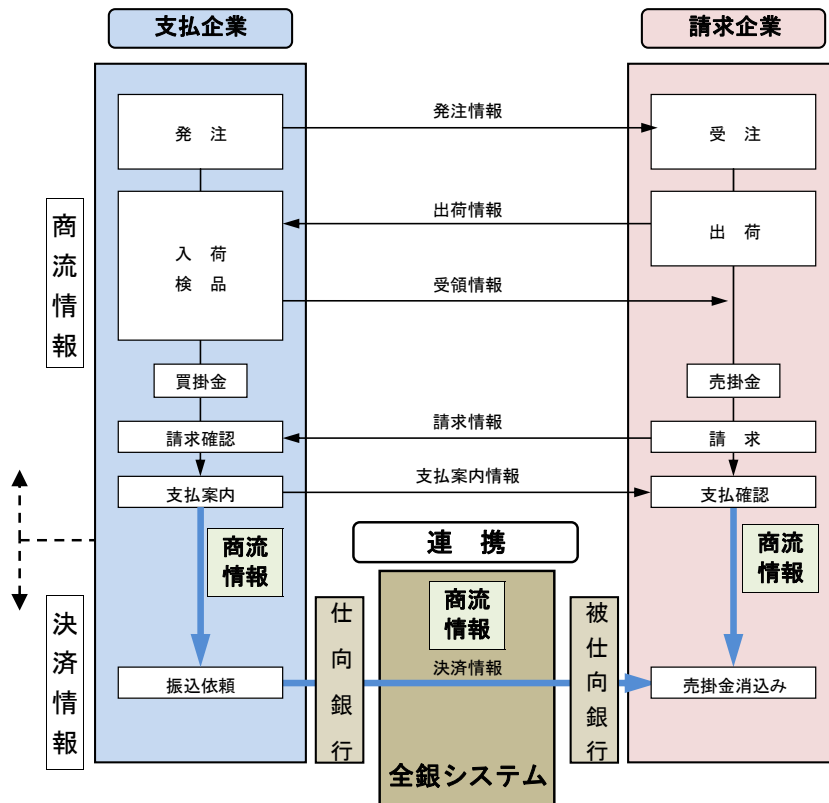
【図 15：手形・売掛金残高の動向】



(出所) 財務省、「法人企業統計年報」

こうした実態を背景に、決済情報と商流情報の連携に関心の高い企業からは、「売掛金の消込事務の効率化を図る観点から、振込データに取引内容の特定を可能にする商流情報を添付できるよう望む」とする意見や、「業界内の企業間で既に受発注から決済前までの段階の共通の EDI を構築しているため、これを決済の段階まで伸ばして連携させ、企業の財務・経理事務の効率化を一層進めたい」とする意見が聞かれた（決済情報と商流情報の連携イメージ：図 16）。

【図 16：決済情報と商流情報の連携イメージ】



<企業から寄せられた主な意見>

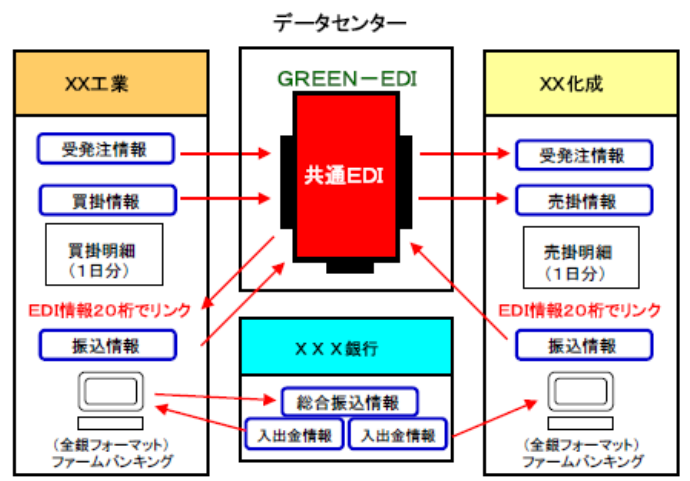
当社では、国内取引の売掛金の消込について自動処理化を進めているが、照合率は6～7割に止まっている。照合率が向上しないのは、振込元が事前に合意していた金額を支払うとは限らないのに加え、たとえば送金額から振込手数料等が控除され請求額と一致しないケースや、支払代行業者が入金しているために振込依頼人名が一致しないケースがあるためである。

米国 Fedwire では、送金メッセージにインボイス情報等を添付できる BRI の運用を2011年11月に開始し、当社の米国子会社も活用している。日本の全銀システムでも、同様に明細の添付を可能とする EDI 情報欄の拡張が望まれる。

当社では、業界内におけるサプライチェーン全体の効率性向上を図るため、商流情報と物流情報に加え、金流（決済）情報とも連携を図る情報連携の実証実験を取引先との間で開始した。

具体的には、当社と取引先の間を結んだ「共通 EDI」の受発注段階などの情報を利用して、日々の取引毎に振込指図を行い、その際、振込データの「EDI 情報欄」（20 桁）に取引番号を載せることで取引先に取引番号を伝え、これを用いて取引先が「共通 EDI」の下で売掛金の消込事務を自動処理するところまでを行った。その際、物流タイミングに合わせて、支払を従来の月末締めから日次に変更して実験した。

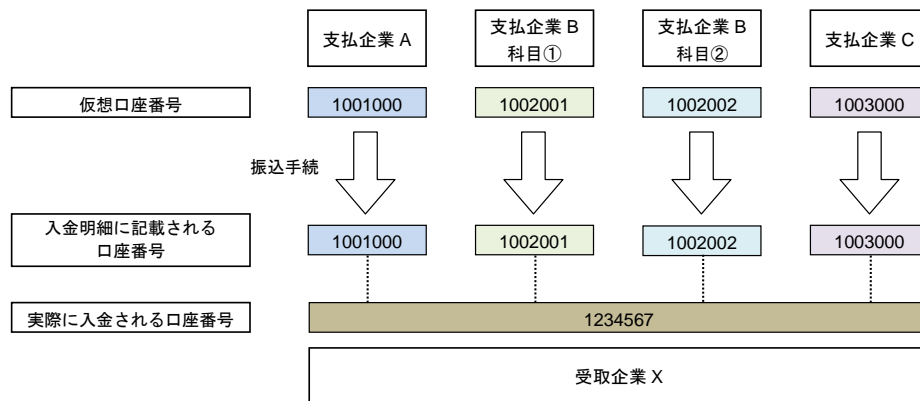
実証実験の結果、検収から支払までの期間短縮を実現し、請求金額の差異調整事務も含めた工務・購買・経理部門の事務負担が7割低減した。



(出所) 小島プレス工業

このような売掛金の消込事務の効率化を支援するものとして、一部の大手金融機関では、企業向けに仮想口座サービスを提供している。これは、実際の入金口座番号とは異なる仮想口座番号を顧客企業に一定数（たとえば100～1,000口座）付与し、その顧客企業が取引先・入金科目等に応じてあらかじめ仮想口座番号を割り当て、取引先に仮想口座番号を用いて振り込んでもらうことで入金内容を特定しやすくし、売掛金の消込事務効率化を支援するものである（仮想口座サービスの利用例：図17）。

【図 17：仮想口座サービスの利用例】



こうしたサービスを利用している企業からは、「支払企業の特定が容易となり、売掛金の消込事務の効率化に寄与している」との意見が聞かれる一方、「取引先との関係から複数の金融機関に入金口座を持っているため、複数の金融機関に共通したサービスとして提供されることが望ましい」、「入金額の内訳まではわからないため、入金通知から内訳情報がわかるよう、より充実した商流情報を振込データに載せられるようになることを望む」とする意見も聞かれた。

さらに、企業の決済関連事務を一段と効率化する観点から、「企業が決済に関連して保有する取引情報を、企業に代わって、金融機関等の信頼できる機関が厳格な情報管理の下で集中管理する仕組み・サービスを提供することも望まれる」との意見も聞かれた。

<企業から寄せられた主な意見>

企業の決済情報を、取引金融機関を問わず一元管理するマルチバンクのサービスを金融機関共同で提供してもらえることが望まれる。現在は、企業が金融機関の決済口座毎に個別に管理しなければならないが、これを厳格な情報管理の下で、金融機関側が一元管理してくれるのであれば委託しても良いと考える業務である。

このように、企業からは、決済情報と商流情報の連携を進めることで、金融機関の決済サービスのより一層の高度化が図られることを期待する意見が聞かれている。

ただし、金融 EDI を活用した決済情報と商流情報の具体的な連携内容に関するニーズは一様ではない。たとえば、添付したい商流情報の内容・容量は、業種・企業によって異なる。また、商流情報の添付方法も、「振込データと一体で送りたい」とする意見がある一方、「振込データには商流情報を特定する手掛かりとなる必要最低限の参照情報のみを添付し、それをもとに、別に用意する情報蓄積サーバー等から必要な商流情報を取り出せる方が柔軟性・拡張性が高い」との意見も聞かれた。

<企業から寄せられた主な意見>

振込データには、請求書（invoice）を特定するための情報など取引関連情報を載せることができると、入金時の売掛金の消込事務が効率化するので望ましい。

特に、消込事務を第三者に委託する場合を想定すると、決済情報と取引関連情報が一本化している方が使い勝手が良い。また、最近では、国際的な企業識別コードを策定する動きもみられ、こうした情報も振込データに載せることができれば有用である。

現在、全銀フォーマットでは、20桁の金融 EDI 情報欄が用意されているが、振込データとともに明細情報も送付することを想定すれば、もう少し容量が大きい方が望ましい。

売掛金の消込事務の自動化は、企業の事務効率の改善に止まらず、タイムリーな債権管理、内部統制の強化（例：債権消込漏れの防止）など様々な面でメリットがある。

商社業界では、金融機関から受け取る入金通知の振込依頼人名と金額を自社の会計システムの情報と突合させることで、可能な限り消込みを自動化している企業が存在するが、複数部門にまたがった入金や帳簿記帳額と一致しない入金等があると手作業で対応せざるを得ない場合が多い。

こうした場合に備え、取引先との間では請求書番号等の収支関連情報を別途交換し合っているが、振込の際、XML 等を用いて収支関連情報を伝送することが可能となれば、利便性の向上が期待できる。

（2）キャッシュマネジメントの高度化支援

企業のキャッシュマネジメントは、1998年の外為法改正により、従来許可制であった、企業によるクロスボーダーの相殺・マルチネットティング等が自由化されたことで高度化に向けた取組みが本格化した。その後、近年のアジア地域を中心とする海外進出の高まりに伴い、企業では財務・経営管理事務のグローバル化を指向する動きが強まっている。

こうした中、海外に積極的な事業展開を進めている企業からは、「財務活動のグローバル化を視野に、クロスボーダーに対応する高度なキャッシュマネジメントを CMS（cash management system）や TMS（treasury management system）を用いて実現するための基盤整備を金融機関と銀行業界に求めたい」とする意見が多く聞かれた。

具体的な基盤整備の要望については、個別の金融機関に向けた内容や資金決済インフラに向けた内容、事務運用・情報技術面や法制面など多様である。

たとえば事務運用・情報技術面では、「銀行の送金手続の内外統一化や送金フォーマットの国際標準化を進めてほしい」として、金融機関と顧客企業とのインターフェースの内外一体化を求める要望が聞かれた。

<企業から寄せられた主な意見>

当社では、国内外の営業部門と海外の購買部門が請求書（invoice）単位での債権管理を行っているが、国内の購買部門のみが契約単位とも請求書単位とも異なる独自の単位で管理している。こうした分断された状況を改善するため、データ連携技術を活用し、金融 EDI 情報を介した請求書単位での一元的な債権管理を検討している。このような管理の一元化は CMS を通じたキャッシュマネジメントとも連動する形で進めていく必要があるため、これら経営課題への取組みを強化するためにも、金融機関には内外一体の送金インターフェースを提供することを望みたい。

法制面では、「たとえば外国送金の内容確認事務など、各種法令にもとづく外国送金関連手続の事務負担が金融機関と企業の双方で相応にある」として、そうした事務負担が「邦銀の外国送金手数料の水準に影響を与えているのではないか」との見方を示す企業もみられた。また、「諸外国の税制・規制がグローバルなキャッシュマネジメントの妨げになっている」との指摘もあった。

<企業から寄せられた主な意見>

金融機関による外国送金の内容確認事務では、たとえば企業グループ内のキャッシュマネジメントに伴う資金移動など同一相手先との反復継続する送金については、ホワイトリストを活用することで、法令の趣旨に反することなく規制コストの軽減につながらないか検討の余地があると考えられる。

さらに外貨取扱能力の向上を図る観点から「地場金融機関との連携強化等を通じて、海外拠点のネットワークの強化を進めてほしい」とする意見も聞かれた。

<企業から寄せられた主な意見>

グローバルに展開する企業にとって、クロスボーダーに対応する高度な CMS は、連結ベースでの流動性の管理、また財務規律を浸透させるうえで必要不可欠な機能である。今後は、日本国内で完結する CMS や、日本と先進国のみを繋ぐ CMS ではなく、通貨によっては規制が存在するものの、アジアを始めとした新興国を含めた全世界の拠点をシームレスに繋ぐ内外一体の CMS のニーズが高まることが想定される。邦銀が全世界規模での CMS を提供するうえでは、多通貨をプールできる体制整備を進めていくことが望まれ、地場金融機関との連携強化等も一つのアイデアであると捉えている。

他方、資金決済インフラに向けた中長期的課題としては、全銀システムと国際的な資金決済インフラ・ネットワーク（国際 ACH ネットワーク・SWIFT 等）との接続を望む意見や、国際的な電子インボイスの取組みへの対応を求める意見も聞かれた。

<企業から寄せられた主な意見>

海外では、国際的な ACH (automated clearing house) の接続が広がりを見せており、欧米諸国の ACH とアジア諸国の ACH の相互乗入れが予定されている。

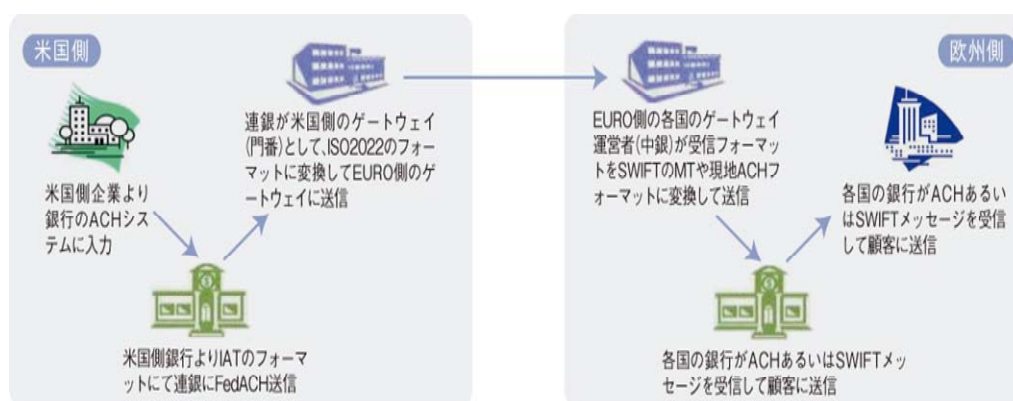
国際 ACH の相互乗入れが予定されている国・地域 (緑色)



(出所) 日本 CFO 協会

ACH は、バッチ処理のため、リアルタイムで送金を行えず、翌日入金となるものの、低コストで大量の情報を添付して送金できる点が利点である。仮に、先行きこうした ACH の仕組みが海外で主流となると、日本が国際的な潮流から取り残されるリスクがあるとの見方もある。

国際 ACH の仕組み



(出所) 日本 CFO 協会

米国は、1980 年代まで小切手決済が中心で、決済システム分野に遅れを取っていた。しかし、官民一体となって顧客ニーズに対応する中で決済事務の効率化も図られてきた。それに比べ、日本は、電子インボイス (E-Invoicing) に関する取組みが遅れているとの見方もあり、決済のイノベーションに追従できなくなっていることに危機感を持つべきである。

なお、近年の海外におけるリテール決済インフラの長時間稼働の動向も踏まえ、わが国でも「内国為替制度の稼働時間のあり方を将来的な検討課題とすべき」との意見も聞かれた（海外のリテール決済インフラの決済時刻の例：図 18）。

【図 18：海外のリテール決済インフラの決済時刻の例】

国・地域	リテール決済インフラ	決済時刻（同日決済分）
米国	Fed ACH	17:00
欧州	STEP2 (SCT)	7:30、9:45、12:15、14:45*
シンガポール	eGIRO	19:00

* このほかオプションとして、夜間（21:40、2:00）に決済する時間帯もある。

（出所）Federal Reserve Bank Services、EBA Clearing、Singapore Automated Clearing House

（3）日常的な決済事務の改善

このほか、企業の財務・経理関係者が日常的に行う決済事務の中で、金融機関に対するサービスの改善を求める実務的な意見が寄せられた。

①公金決済事務の効率化

公金の納付については、MPN が提供するペイジーを利用して IB や ATM からの支払を行うことが可能なものが増えているが、地方税についてはなおペイジーに対応していないものも多い。

こうした中、企業の公金納付は紙の納付書を用いて金融機関やコンビニエンスストアの窓口を通じて行われることが一般的である。これに関連して、「地方税（法人住民税、法人事業税、固定資産税等）の納付について、納付書のフォーマット・項目を標準化してほしい」との意見が企業から多く聞かれた。

<企業から寄せられた主な意見>

地方税の納付事務は、電子化されていないことが多いことに加え、各地方自治体から送付される納付書の書式がバラバラであるため、非常に煩雑である。納付書の書式統一や電子化が強く望まれる。

各地方自治体が指定した納付書を用いて地方税の納付を行っているが、納付書の書式が地方自治体毎に異なるため、特に納付事務が集中する年度初の事務負担が大きい。

また、地方自治体等から企業への取引代金の支払についても、現状では企業が発行する紙の請求書にもとづいて行われている。この点、「取引が継続的に行われるのであれば、企業間決済と同様、EDI の構築は事務の合理化につながる」として、地方自治体に対して請求書の電子化を求める意見が聞かれた。これに関連し、「自社で Web-EDI を開発し、地方自治体と実証実験を進める」動きもみられている。

<企業から寄せられた主な意見>

地方自治体への製品納入では、企業間決済のように EDI が発達しておらず、手書きの納品書・請求書が広く利用されている。また、これら納品書・請求書の書式は地方自治体毎に異なる。こうした現状を踏まえ、当社では、Web-EDI を自社開発し、取引のある地方自治体からアクセスできるようにし、これを用いて受発注から納品までを EDI 化するための実証実験を実施した。地方自治体の了承を得るには相応の時間を要したが、現状の事務負担の実態を丁寧に説明することで理解が得られた。

②決済のバックアップ体制強化

先般の東日本大震災では、わが国の資金決済インフラや参加金融機関は大きな直接的な被害と間接的な影響を受けた。しかし、顧客への継続的な金融サービスの提供、災害時金融措置の実施等を速やかに遂行することで被災者や被災企業の支援を行うとともに、震災発生後も全体として安定的に業務を継続し、資金決済機能を含めて正常な機能を維持することができた。これには、被災地の金融機関が業務の再開と継続に尽力し、被災者や被災企業のニーズに応えようと懸命に努力したことが大きいと言えるが、銀行界における日頃からの業務継続体制の整備に向けた取組みも大きく寄与していると考えられる。

しかし、今回の震災におけるこれまでの想定を超える被害の発生や新たな課題の発見を受けて、企業における業務継続体制の見直しや防災対策の強化・拡充への取組みが行われた。その結果として、資金決済のバックアップ体制の強化を求める企業ニーズが寄せられている。具体的には、「振込データや口座振替データが道路事情等により搬送できない場合を想定し、IB 等のデータ伝送を念頭に決済データの授受手段の複線化を進めたい」との意見や「金融機関が被災により営業を停止する事態を想定し、他の金融機関での決済が可能となるよう複数の金融機関との取引を検討する」との意見があった。

③超大口送金の効率化

企業では、資金運用やグループ内の資金集中等の目的から、高額な資金を他行間振込で移動させることが相応の頻度で行われている。しかし、国内の他行間振込の入力金額はシステム上 1 件 100 億円未満 (10 桁まで) に制約されている。こうした点に関連して、「他行間振込において 100 億円以上の資金を小口化して複数回に分けて送金するのではなく、一度に送金できるようにしてほしい」との意見があった。

<企業から寄せられた主な意見>

取引銀行に他行への振込を依頼する場合に、送金金額欄が 10 桁までしか入力できないために、1 件当たり 100 億円以上の送金は複数回に分けざるを得ない状況となっている。1 件当たり 100 億円以上の送金は、資金運用やグループ内の資金移動のため相応の頻度で発生するため、一度に送れるよう望みたい。

5. 方策と課題

以上の多様なニーズについて、これまでの銀行界を中心とした取組みも振り返りながら、考えられる方策・課題を検討した。

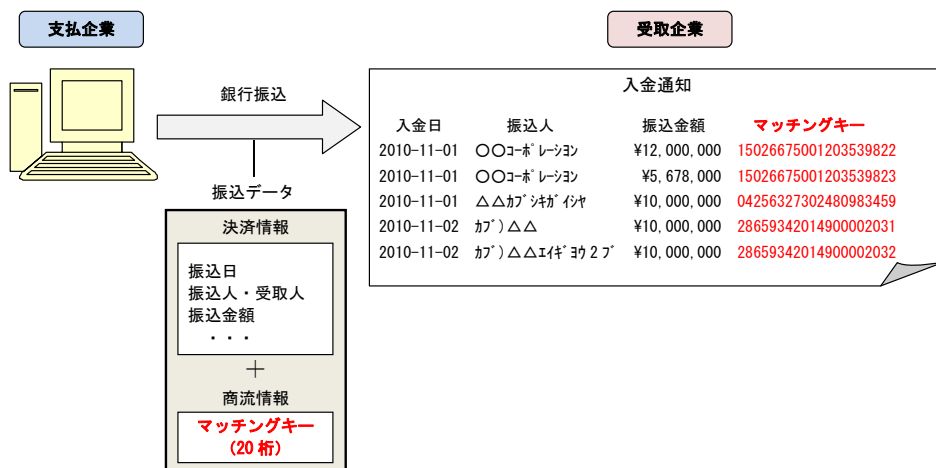
(1) 決済情報と商流情報の連携

イ. 銀行界を中心としたこれまでの取組みと方策

① 「マッチングキー」方式の導入

決済情報と商流情報の連携に向けた銀行界の取組みは、1990年代以降、全銀協を中心にやってきた。全銀協では、企業の売掛金の消込事務の効率化を主な用途に、全銀システムの振込データに商流情報を付加できる金融 EDI の仕組みとして、20桁の「マッチングキー」方式の検討を1995年から開始した。1996年には全銀システムで利用可能な「全銀協金融 EDI 標準」として開発した（2003年には専用エリア化された）。これにより、企業は同行内振込か他行間振込かを問わず、「マッチングキー」方式が利用可能となった（マッチングキー方式：図 19）。

【図 19：マッチングキー方式】



その後、1997年には「金融 EDI 研究会」を設置し、企業のニーズに対応した金融 EDI の検討を継続した。同研究会が取りまとめた報告書では、「マッチングキー」方式の有用性を評価しつつ、高度化・多様化していく産業界の将来ニーズに的確に対応していくためには、「20桁では足りない」との指摘を行った。

②2001年報告書の提案：「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」

上記の検討等を経て、2000年に「金融 EDI 検討部会」を設置し、翌年に2001年報告書を取りまとめ、公表した。2001年報告書では、「マッチングキー」方式の導入等のこれまでの全銀協を中心とした取組みを整理するとともに、当時、新しい情報技術として注目されていた XML 電文を用いた金融 EDI のあり方を示した。

XML は、データ項目の内容・長さやデータ間の関係を自由に設定・変更できるなど、

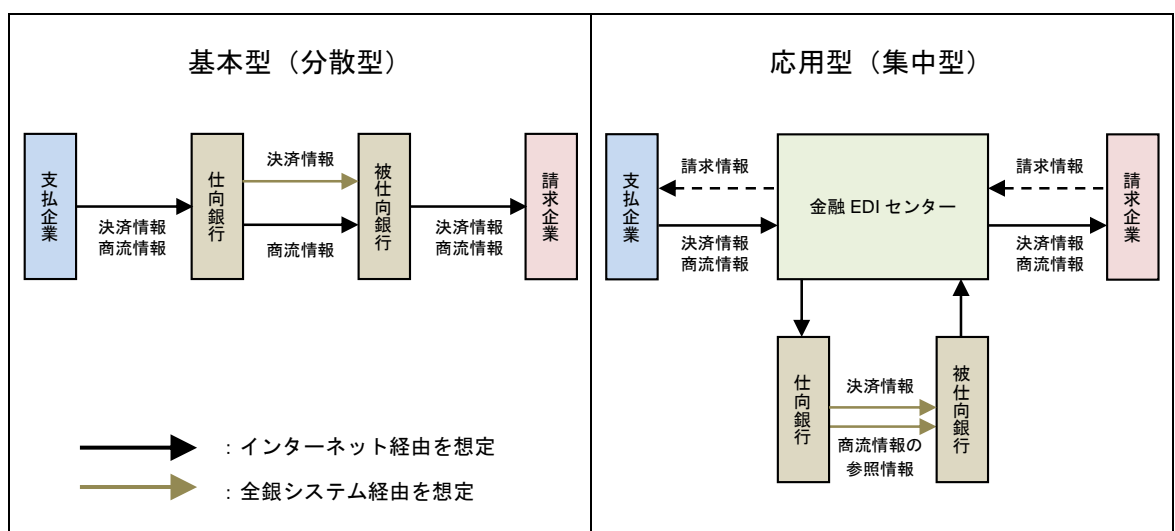
柔軟性・拡張性を備えているとともに、情報システム間やアプリケーション間の相互運用性にも優れている（XML の特性：図 20）。これらの特徴を活かし、産業界では、受発注段階から出荷・検収、請求段階などでのデータ交換用の電文としての利用が見込まれた。銀行・証券等の金融分野でも、売買注文・約定や決済など様々な段階での電文としての利用が期待された。

【図 20：XML の特性】

①柔軟性・拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・データ項目の長さを自由に設定・変更できる。 ・タグを用いて、データ項目が示す内容やデータ項目間の関係を自由に設定・変更できる。 <p>(例) <受取人口座></p> <pre> <金融機関>ABC 銀行</金融機関> <店番号>123</店番号> <口座番号>1234567</口座番号> <受取人名>あいうえお</受取人名> </受取人口座> </pre>
②相互運用性	<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト形式で記述するため、情報システム間やアプリケーション間の相互運用性に優れている。

こうした動向を踏まえ、2001 年報告書では、従来の 20 桁の「マッチングキー」方式の持つ制約への対応策として XML 電文を用いた金融 EDI の仕組みを提案した。本提案は、XML 電文の持つ柔軟性・拡張性を活かし、従来の「マッチングキー」を超える多様な商流情報を送ることを可能にしようとするものである。これには、XML 電文の処理が新たに必要となるため、その処理を①各行が行う「基本型（分散型）」と、②センターを構築し、ここで集中的に行う「応用型（集中型）」という 2 案を提示した（2001 年報告書の提案：図 21）。

【図 21：2001 年報告書の提案】



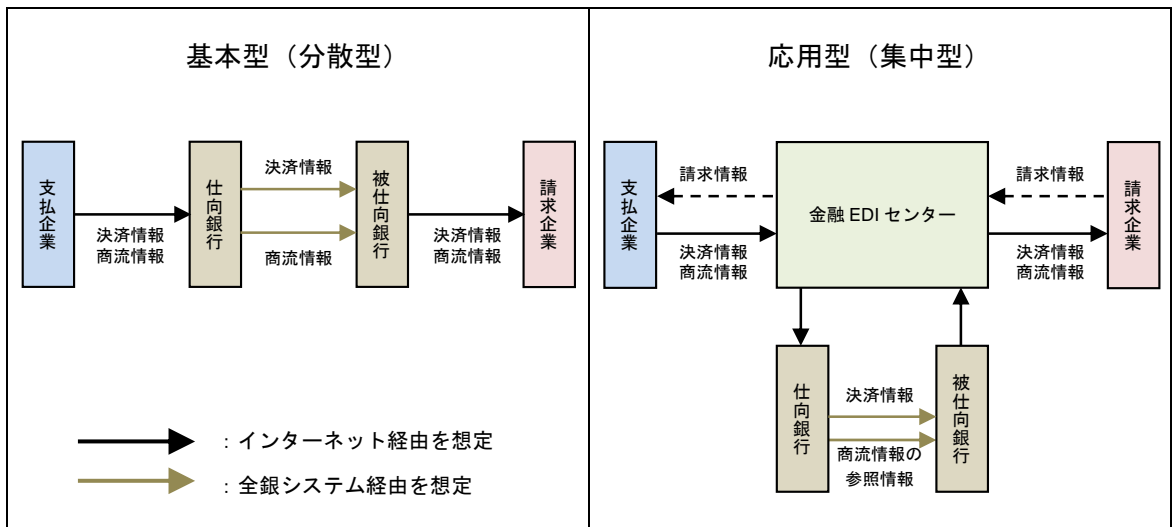
③第6次全銀システム稼働後の「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」

2001年報告書の公表から10年が経過し、2011年11月には第6次全銀システムが稼働を開始した。同システムでは、従来の固定長に加え、XML電文も用意し、金融機関・顧客の双方がXML電文を送受信するインターフェースを確保すれば、利用可能となった。XML電文を用いることで、現行の20桁を上回る140桁（さらに繰返しの使用も可能）のEDI情報欄が確保されるほか、多言語に対応し、構造化した商流データの搭載が可能となるなど、企業間決済の利便性も格段に向上することとなる（第6次全銀システムのXMLフォーマット：付録3）。

このような第6次全銀システム稼働後のシステム環境では、「基本型（分散型）」は、XMLの振込データに商流情報を添付して一体で送る方式と捉えることができる。この方式を採用すると、金融機関において決済情報と商流情報の分配・統合処理が不要となる。そうした一方、決済情報と商流情報のすべてをXML電文で送受信するため、金融機関・顧客企業の双方でシステム投資が必要となるほか、送受信することができる商流情報の容量が全銀システムのEDI情報欄の容量の制約を受けるため、将来的な容量増加に対応しづらい面がある。

これに対し、「応用型（集中型）」は、振込データに商流情報そのものを添付しない代わりに商流情報との紐付けを可能にする参照情報のみを添付し、商流情報は別途設けるセンターが管理する方式である。この方式を採用すると、全銀システムの振込データには参照情報のみを添付するため、商流情報の容量増加に柔軟に対応しやすいほか、参照情報をXMLのほか、固定長の電文で送受信する余地もある。そうした一方、商流情報を管理するセンターを別途設置するシステム投資が必要となる（第6次全銀システム稼働後の「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」：図22）。

【図22：第6次全銀システム稼働後の「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」】

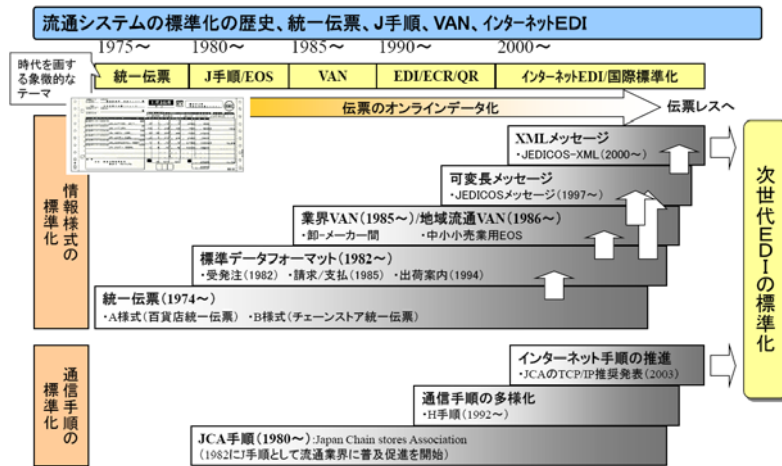


この点、「応用型（集中型）」のセンター設置については、「近年のクラウドコンピューティングの発達・普及により、以前に比べて、容易となった」との指摘があった。ま

た、「産業界が受発注から決済前までの段階で既に EDI の仕組みを構築している場合には、その機能を拡張することにより、センターの機能を兼ね備えることができる」との意見もあった。さらに「応用型（集中型）」は、企業ニーズとして寄せられた「企業の商流情報の金融機関等による集中管理する仕組み・サービス」にも対応しうる面がある。

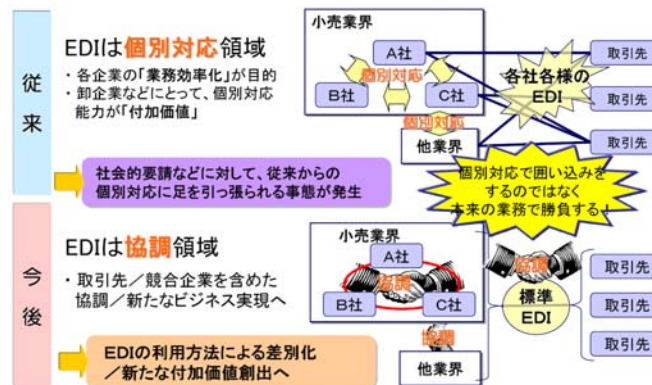
産業界における EDI の取組事例（流通業界）

流通システムの標準化は、1970 年代の紙伝票の統一化に始まり、その後、情報通信技術の発達に伴い、EDI で使用される通信メッセージ体系（通信手順・通信メッセージフォーマット）の標準化という形で進展。「流通 BMS（流通ビジネスメッセージ標準）」は、小売業者と卸売業者・メーカーの間での EDI を目的に 2007 年に策定された、XML ベースの通信メッセージ体系の業界標準である。



(出所) 一般財団法人流通システム開発センター

現在、大手スーパーを含む多数の小売業者と卸売業者・メーカーが導入しており、今後導入することを表明している先も多い（2012年4月現在、流通BMSを導入・導入予定の社名公開企業数は小売業者121社、卸売業者・メーカー174社の計295社、社名公開していない企業も含めた流通BMSの導入企業数は、2012年1月現在、4,000社以上に上ると推計されている）。流通業界では、過去には大手の小売業者毎に独自仕様で運用されていたため、取引先は小売業者毎の専用端末を持たざるを得ない時代もあったが、今では、EDIが競争領域ではなく、協調領域に属するという認識が定着している。



(出所) 一般財団法人流通システム開発センター

流通 BMS の通信メッセージは、小売業者と卸売業者・メーカーの間での①受注・発注、②出荷・検収、③代金請求・請求確認、④支払案内・支払確認までを対象としており、小売業者から金融機関への振込指図や、金融機関から卸売業者・メーカーへの入金通知は対象となっていない。このため、たとえば銀行業界と流通業界が連携して、振込指図・入金通知と流通 BMS の通信メッセージを連動させることが可能となれば、中小企業も含めた流通業界の幅広い企業において、売掛・買掛金の消込みの自動化が可能となり得る。

ロ. 課題

このように、銀行界では、これまでも金融 EDI を活用した決済情報と商流情報の連携に向けた取組みを行ってきた。しかし、企業からは、金融 EDI の機能向上に向けてなお一層の対応を求める要望がある。こうした要望に対応していくうえでは、以下に掲げる複数の課題についてそれぞれ対処していく必要がある。具体的には、①ニーズの多様性、②ネットワーク外部性の存在、③システム投資の費用対効果、④受益と負担のギャップ、⑤EDI 情報欄の標準化である。

①ニーズの多様性

第一の課題は、金融 EDI に関するニーズが個別企業や業界によって多様であるという点である。

企業ヒアリングでも、現行の 20 桁の EDI 情報欄について「10²⁰（数字のみを使用した場合）という表現力は個々の振込を特定するうえでは十分」とする意見がある一方、「個々の振込を複数の取引明細と結び付けるうえでは足りない」とする意見もあった。その場合でも、「基本型（分散型）」と「応用型（集中型）」のいずれが望ましいかについて意見が分かれた。

この点、金融機関共同の資金決済インフラにおいて企業のニーズに対応していくためには、その前提として、多様なニーズの中から、ある程度まとまった利用者を想定できる単位での共通のニーズを見出すことが課題となる。そうした共通化できるニーズの集約を図るうえでの最適なまとまりの単位は業種等によって区々と考えられるが、たとえば、産業界の EDI 標準が策定されているまとまりの単位を参考に、ニーズの集約を図るための実効性のある枠組み作りを行うことが考えられる。

②ネットワーク外部性の存在

第二の課題は、ネットワークシステムに特有の外部性の存在である。決済システムのようなネットワークシステムでは、そこで得られる利用者のベネフィットは利用者全体の数に応じて高まる関係にある。このことは、決済情報と商流情報の連携に向けて金融 EDI の機能向上を図る場合にも当てはまる。すなわち、金融 EDI の機能向上を図るために新たな仕組みを設けるとしても、その仕組みを導入する企業が少なければ、

利用する企業が得るベネフィットは少ない。また、このようにベネフィットが少ない状況下では、本来、利用ニーズのある企業でも、当初段階で仕組みの導入を見合わせる可能性もある。こうした外部性の課題に対処するためには、ニーズ集約の早い段階から、将来の利用者として有力な企業の積極的な関与を求め、その後の利用に結び付けていくことが重要と考えられる。

海外では、こうしたネットワーク外部性の課題に対処するため、公的な関与を通じて取組みを後押しする例もみられる。たとえば、決済情報と商流情報の連携を図る取組みである米国 Fedwire の BRI や欧州の SEPA では、将来の利用者となる企業等の関与に加え、プロジェクトを官民一体で推進したり、導入期限を法定化する⁴など、公的関与を通じて取組みを支援している。

このように金融 EDI の機能向上を図るうえでは、ネットワークシステムに特有の外部性に対処するため、共通のニーズを持つ利用者の中で一定規模（クリティカル・マス）の参加を確保するための枠組み作りを行うことが課題である。

③システム投資の費用対効果

第三の課題は、金融 EDI の機能向上を図るうえでのシステム投資の費用対効果である。すなわち、金融機関は、その業務の公共性を踏まえつつも、システム投資のような重要な経営判断を行ううえでは費用対効果の観点が求められる。

決済ビジネスは、概して単独では利益を生み出しづらい分野であるが、個別の金融機関にとっては、他の金融ビジネスを安定的に確保するための顧客囲い込み手段として機能し、それが決済ビジネスにおけるシステム投資の効果と理解されてきた面もある。しかし、金融 EDI の機能向上のように、銀行界に共通する資金決済インフラのシステム投資を考える場合に、こうした顧客囲い込みの効果を期待することは困難である。したがって、各金融機関が金融 EDI の機能向上の費用対効果を考えるうえでは、前述のネットワーク外部性も考慮しながら、適正な対価が得られることや、金融 EDI を活用した新たなビジネスチャンスや事務効率化につながること等の幅広い観点に立つことが求められる。

このように金融 EDI の機能向上を図るうえでは、金融機関に共通する投資効果を見出していくことが課題である。

④受益と負担のギャップ

第四の課題は、金融 EDI の機能向上を図る場合における受益と負担のギャップの問題である。前述のとおり、金融 EDI の機能向上を図るうえで金融機関が幅広い観点か

⁴ EU 諸国では、2014 年 2 月 1 日までにユーロ建ての順送金 (credit transfer) と口座引落とし (direct debit) の顧客決済システムについて、SEPA の仕組みを導入することを義務づけている (EU Regulation 924/2009、260/2012)。

ら費用対効果を見極めていくことが重要であるが、そうした中で仮に金融機関が適正な対価を求める場合には、受益に応じた負担を求めることもあわせて重要な視点である。

たとえば、手数料について、支払側企業から徴収するが、受取側企業からは徴収しない構造となっている場合、仮に金融 EDI の機能向上を図ろうとすると、受益者（受取側企業）と負担者（支払側企業）が一致しないという、受益と負担のギャップが存在することとなる。EDI 情報のデータ入力負担についても、受益者でない支払側企業が負うこととなるため、こうした負担を受け入れるインセンティブが生じにくい面がある。

業種によっては、支払側企業（買主）と受取側企業（売主）の取引関係が固定化されておらず、双方の立場が入れ替わる場合もある。その場合でも、「たとえば両者間で企業規模が異なると、規模の大きい企業がデータ入力に消極的であると、こうした取組みは進みづらい」との指摘もあった。また、そのような状況下では、「金融機関が金融 EDI の機能向上のニーズを企業から拾いにくい」との指摘もあった。

以上のような受益と負担のギャップを解消するためには、支払側企業と受取側企業のコスト負担の適正な配分と、支払側のデータ入力負担の軽減が課題となる。

コスト負担の適正な配分については、たとえば、金融 EDI の受益者である受取側企業にもコスト負担を求めることが可能となるような柔軟な課金の仕組みを検討することが考えられる。この点に関連して、「ネットワークビジネスを行う他の業種も参考にしつつ、定額制など従来の枠組みに囚われない発想も必要」との意見も聞かれた。

データ入力負担の軽減については、支払側企業と受取側企業が受発注など取引の上流段階で生成した取引データを活用することが考えられる。たとえば、支払側企業と受取側企業の間で受発注段階からの EDI の普及が進んでいけば、それを活用することにより、入力負担の解消とともに事務ミスの削減に繋がる余地がある。この点、「でんさいネット」では、金融 EDI を活用して決済と債権の紐付けを行う仕組みを導入しており、こうした仕組みを参考にしていくことも考えられる。

⑤EDI 情報欄の標準化

第五の課題は、金融 EDI に載せるデータ形式や活用方法の標準化である。金融 EDI の活用を促すうえでは、これを利用する企業間でデータ形式の統一化・標準化をあらかじめ図っておくことが重要である。また、金融 EDI の仕組みの存在を認識しつつも、標準的な利用方法・用途を熟知していないことが活用の妨げとなっていることも考えられる。この点、企業からは「業界内や業界横断的な標準化のための取組みを進めていく必要があるが、そのための核となる主体が不在である」との指摘があった。こうした点も踏まえ、前述のニーズの集約と併せて標準化を行う枠組み作りが課題である。

ハ. 既存の仕組みの活用

決済情報と商流情報の連携には、上述のような課題が存するものの、新たな仕組みの構築を待たずに既存の仕組みを活用した方策も考えられる。すなわち、20桁の「マッチングキー」方式である全銀協金融 EDI 標準そのものの活用であり、また、「でんさいネット」による電子記録債権との連携である。

①全銀協金融 EDI 標準の有効活用

全銀協金融 EDI 標準に対しては、桁数が足りない、支払明細データが送れず用途に合わないといった意見もあるが、受発注、納品段階の EDI 対応が済んでいる業界からは「20桁マッチングキーで十分である」、「新たな仕組みを構築するよりも中堅・中小企業を含む幅広い企業に浸透させることが重要である」との意見もある。こうした意味においては、全銀協金融 EDI 標準はすべての企業ニーズを満足させるものとは言えないが、一定範囲では有用性を確保しているとの評価をすることもできる。

それにもかかわらず普及が進まないのは、中堅・中小企業への浸透が進んでいないことが理由の一つと考えられる。全銀協は1996年の全銀協金融 EDI 標準導入時には幅広い企業への周知活動を行ったもののこれ以降特段の働きかけを行っておらず、また、中堅・中小企業への EB (Electronic Banking) 取引が普及したのは、当該周知活動後のインターネット普及後であることから、IB を利用する企業を中心にその存在が必ずしも認知されていない可能性がある。

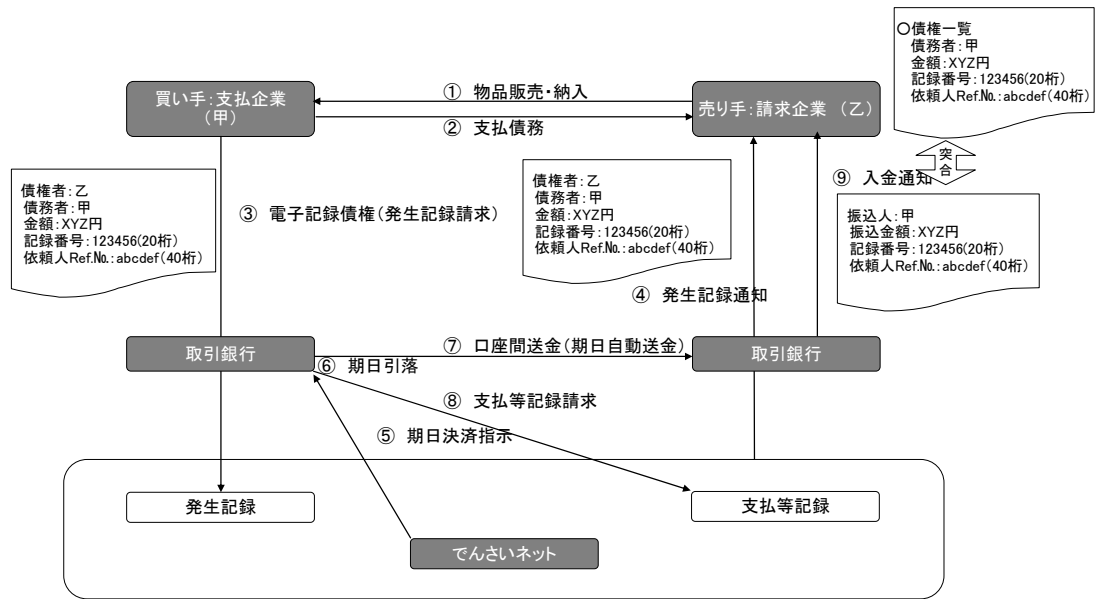
こうしたことから、全銀協金融 EDI 標準の案内を全銀協のホームページに掲載すること等を通じて認知度の向上に努め、既存の仕組みの活用を改めて訴求することが適当である。

もっとも、その導入当時から指摘されている会計システム、事務プロセスへの影響や、利用する場合のコスト負担の問題もあり、認知度の低さを解消すれば、その浸透が図られるという性質のものではない。こうした点に対しては、後述する電子記録債権との連携やパイロット研究、全銀システムを運営している全国銀行資金決済ネットワークにおける利便性の向上等への取組みの検討などを通じて、その解決策の発見に努めることが適当と考えられる。

②電子記録債権との連携

「でんさいネット」の電子記録債権は、その普及に向けた取組みをこれから進めることとなるが、全銀協金融 EDI 標準による決済情報と商流情報の連携を図るうえで、次のような可能性のある仕組みを有していると考えられる（「でんさいネット」の活用イメージ：図 23）。

【図 23】「でんさいネット」の活用イメージ



第一に、「でんさいネット」の電子記録債権は、「記録番号」(20桁)により一意に特定して管理することを可能としている。全銀協金融 EDI 標準は、マッチングキーに使用する番号が重複しないよう、利用先間であらかじめ採番ルールを定めておく必要がある。これが普及を阻害する理由のひとつとも考えられるが、「記録番号」をマッチングキーに転用することで、この問題を解消することが可能になると考えられる。

第二に、「でんさいネット」の電子記録債権は、債権者または債務者が自由を使用することができる「依頼人 Ref. No.」(40桁)を保有している。これにより、売掛金の消込処理の際に必要な企業コードや取引コードなどの商流情報を電子記録債権に付随させることができ、利用先がこれまで培ってきた消込処理の事務や手順などを変更することなく対応することができる可能性があると考えられる。

第三に、「でんさいネット」は、企業と金融機関の間で授受する電文として、従来型の固定長に加え、XML 電文の採用を可能としている。システム投資に関する問題など解決すべき課題は存在するが、「でんさいネット」と参加金融機関との間は XML 電文を採用済のため、産業界で普及しつつある次世代 EDI との連携を深めるための技術的環境は整っているといえる。

このように、今後、こうした仕組みを有効活用することができれば、「でんさいネット」による電子記録債権の普及促進を進めるのに併せて、全銀協金融 EDI 標準の普及を進めることができる可能性があると考えられる。

なお、電子記録債権の普及には、大企業だけでなく、電子商取引が必ずしも普及していない中堅・中小企業に至る幅広い企業への浸透が欠かせない。こうしたことから、「でんさいネット」は、これらに広く普及している会計ソフトとの連携(パッ

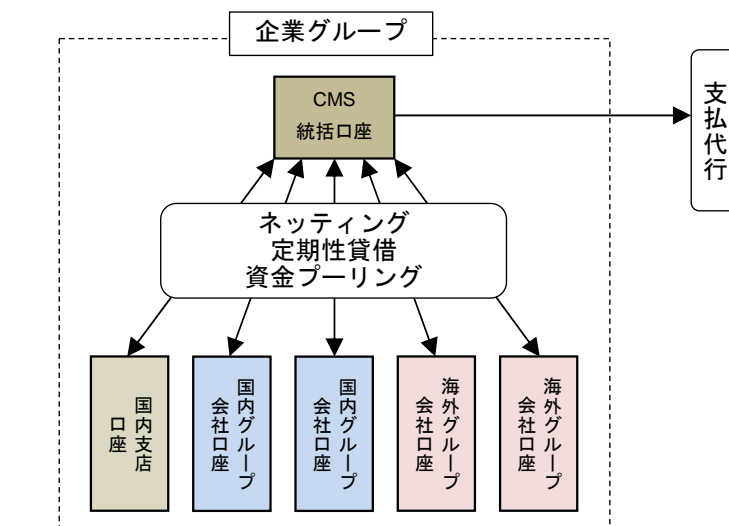
ケーソフト化等) による会計・経理処理の効率化をアピールするアプローチを検討している。このようなアプローチに併せて全銀協金融 EDI 標準の活用を促進することにより、中堅・中小企業への全銀協金融 EDI 標準の浸透を図っていくことも有効であると考えられる。

(2) キャッシュマネジメントの高度化支援

企業の財務活動のグローバル化に対応するうえで、クロスボーダーの高度な CMS を提供することが金融機関の決済ビジネスにとって重要な課題である。

金融機関が CMS を通じて提供する機能には、たとえば資金プーリングなど、同一金融機関の口座間でのみ提供可能なものが多い(CMS の主な機能: 図 24)。こうした点で、CMS の高度化に向けた課題の多くは金融機関間の競争領域に属するものである。各金融機関では、これらの課題に向けて、国内外の金融機関との競争環境の中で、システム高度化、海外拠点網の整備、外貨取扱能力の向上等の様々な取組みを進めている。

【図 24】 CMS の主な機能



①資金プーリング

統括会社とグループ会社の預金口座間で自動的に資金移動（通常日次）を行い、統括会社に資金を集中させるとともに、グループ会社の預金口座の残高が一定（通常ゼロバランス）となるよう資金の過不足を調整する機能

②定期性貸借

統括会社・グループ会社間で中長期資金の貸借を行う機能

③ネットィング

統括会社・グループ会社間で双方向取引のネットィングを行う機能

④支払代行

グループ会社に代わって統括会社が外部への支払を代行する機能

もっとも、企業のニーズに対応したクロスボーダーの CMS の高度化に向けては、銀行業界が協調して取り組むべき課題もある。

たとえば、クロスボーダーの CMS の高度化が進まない背景の一つには、諸外国における税制・規制上の制約といった制度的要因が関係しているとの指摘も多い（アジア諸国における外国送金の制約：図 25）。こうした制度的要因の軽減・解消に向けて、関係当局とも連携しつつ、規制緩和に向けた取組みを行っていくことも課題である。また、国内外の法令にもとづく外国送金の手続においても運用面での指摘があった。こうした観点から、法令の趣旨を踏まえつつ、金融機関間で事務運用に関する認識共有を図るとともに、必要に応じて、関係当局に解釈の明確化を求めることは有用と考えられる。

【図 25】 アジア諸国における外国送金の制約

国名	自国建通貨の外国送金に関する制約の有無
中国	有
香港	無
インドネシア	有（ルピア建ての外国送金は国内銀行が取り扱う必要）
韓国	有
マレーシア	有（全ての外国送金は外貨建てである必要）
フィリピン	有
シンガポール	無
タイ	有
ヴェトナム	有

（出所）Asian Development Bank, “ASEAN+3 Bond Market Guide,” 2012

技術面では、国際標準化された要素技術の活用等を通じた相互運用性の確保が内外一体の運用を実現していくうえで重要である。たとえば、ISO20022 等を活用したデータ書式（syntax）の共通化や、それら共通化したデータ書式における意味付け（semantics）の統一化が課題となるほか、漢字を含めた多言語対応、暗号化技術、通信プロトコルの国際標準の採用等が課題として考えられる。

なお、企業のグローバル化も視野に入れた全銀システムと国際的な ACH ネットワーク、SWIFT 等との接続のあり方については、全銀システムの果たす役割も踏まえ、中長期的な課題として検討していくことが重要である。また、全銀システムの稼働時間の拡大については、諸外国のリテール決済システムの稼働時間拡大の動きがみられる中で、他の決済インフラの稼働時間のあり方も踏まえつつ検討していくことが必要である。

（3）日常的な決済事務の改善

① 公金決済事務の効率化

地方税等の納付については、紙の納付書を持参し、金融機関の窓口で納めることを基本としており、企業にとって負担の大きい事務となっている。また、窓口で受け付ける納付書の数が増大となるため、金融機関や、これを最終的に受け取る地方自治体にとっても納付書の仕分け、搬送、保管等に係る事務負担は大きいものとなっている。このため、IB や ATM を用いたペイジーによる支払に移行し STP（straight-through processing）化を図ることで、顧客の利便性を高めつつ、金融機関や地方自治体の公

金収納事務の効率化を図ることが課題である。

しかしながら、顧客の利便性向上等につながるペイジーへの移行は、地方自治体におけるシステム投資負担等を勘案すると、一定の時間を要することも予想される。したがって、ペイジーへの移行による公金収納事務の安全性・効率性の向上を展望しつつも、それと並行して、地方税の納付書における規格・様式の統一化を進めることができれば、企業や金融機関の事務負担の軽減につながる。

この点、地方銀行は、わが国の多くの地方自治体において、地方自治法にもとづく指定金融機関として、地方税その他の地方公金の収納業務に当たっているため、公金事務の効率化に密接な関わりがある。このような関係から、全国地方銀行協会（地銀協）では、2009年より、地方税の納付事務の効率化に向けて、関係先（関係省庁等）への提言・要望を行うとともに、各地方銀行においては地元の府県や市町村に対して全国規模での電子納付等の推進の働きかけを行っている。現状、多くの地方税は、納付者が指定金融機関やその代理金融機関に紙の納付書を持参して納付されており、また、納付書の規格・様式も各地方自治体間で統一されていない状況にある。このため、改善に向けた提言・要望として、①地方税等の電子納付の推進や、②事務処理の電子化・ペーパーレス化、③納付書様式の法定化や収納データの様式の標準化等を掲げている。

地銀協では、こうした提言・要望の実現により、納付機会の拡大や納付方法の多様化により納付者の利便性が向上し、地方自治体にとっても徴税事務の効率化が図られるとしており、こうした取組みは企業の納税事務の効率化のために重要な意義を持つものと考えられる。

② 決済のバックアップ体制強化

決済データの授受手段の複線化や複数の金融機関との取引による代替可能性の確保といった資金決済のバックアップ体制の強化を求める企業ニーズは、銀行への具体的な対処を求めるものというものよりも、むしろ企業自身における業務継続体制の強化・拡充を求めるものである。こうした意味においては、金融機関が直接的に貢献できる余地は限られると言えるが、金融機関としても、これら企業ニーズに応えるために、業務継続支援の観点から IB 等の推進を提案することが考えられる。

なお、資金決済インフラの業務継続体制の強化・拡充の観点からは金融機関としての取組みも期待される。全銀協においては、東日本大震災で得られた経験・知見を共有し、銀行業界全体の震災対応能力を向上させることを目的に、銀行業界全体として取り組むことが考えられる震災対応のガイドライン（平成24年3月「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」）を取りまとめた。このうち資金決済業務に関連する事項として、銀行においても震災による情報システム障害の発生等を想定し、自行の情報システムが停止した場合における振込の代替手順や記録手順などを定めることの有効性等を指摘しており、今後、こうした点における取組みが求めら

れている。

③超大口送金の効率化

1 件 100 億円以上の大口送金については、その利用頻度を踏まえると、全銀システムと全参加金融機関が金額入力桁数増加のためのシステム対応を行うことは費用対効果の観点から容易ではない。こうした中、1 件 100 億円以上の大口送金については、金融機関では、窓口で受け付け、日銀ネット・当預系を利用して対応しているケースも多い。今後とも金融機関は、こうした企業の大口送金ニーズに対応していくことが求められる。

6. 当面の取組み

以上の課題認識を踏まえると、銀行界では、研究会終了後の当面の取組みとして、金融 EDI を活用した決済情報と商流情報の連携に向けて、以下の取組みを重点的に進めていくことが適当と考える。

(1) 既存の枠組みの利用促進に向けた取組み

既存の仕組みである全銀協金融 EDI 標準の存在が必ずしも認知されていない可能性を踏まえ、これに関する案内を全銀協のホームページに掲載し、その認知度の向上に努めることにより、既存の仕組みの活用を改めて訴求することとする。

また、全銀協の子会社である「でんさいネット」の電子記録債権は、全銀協金融 EDI 標準による決済情報と商流情報との連携を図るうえで、いくつかの有効な仕組みを有していると考えられ、全国の金融機関が参加するというメリットもある。こうしたことから、電子記録債権自体の周知啓発活動や会計ソフトとの連携（パッケージソフト化等）による普及促進を通じて全銀協金融 EDI 標準そのものの活用を促すことを検討するとともに、全銀システムを運営する全国銀行資金決済ネットワークにおける検討や後述するパイロット研究などを通じて、その普及に向けた検討を行うこととする。

(2) 金融 EDI への関心が高い業界とのパイロット研究

金融 EDI の機能向上に向けた取組みを考えるうえでは、ニーズ集約の必要性、ネットワーク外部性の存在、システム投資の費用対効果、受益と負担のギャップなど課題が多い。これらの複合的な課題を検討するためには、まずは、産業界全体でも個別企業でもない中間的な枠組みの下で、相応の規模の利用者を想定しつつ、共通化できるニーズを集約し、実現可能性を模索するパイロット研究を進めていくことが有用と考えられる。

このような観点から、金融 EDI の活用に関心が高く、ニーズを業界内で集約できるような業種とのパイロット研究を進めることとする。

(3) 金融業務における商流情報の活用のあり方の研究

決済情報と商流情報の連携を図るうえでは金融機関によるシステム投資が必要であり、その際には、投資に見合うベネフィットを金融機関において見出すことが求められる。そのようなベネフィットとしては、たとえば決済情報と商流情報の連携を通じた新たなビジネスチャンスの獲得や事務効率化への寄与などが考えられる。

こうした観点から、金融業務における商流情報の活用のあり方について基礎的な研究を進め、中長期的に、決済情報と商流情報の連携を通じたベネフィットや課題を考えていく材料につなげていくこととする。

7. おわりに

今回の研究会を通じて、2001年報告書を現在の視点で改めてアップデートするとともに、企業間決済の高度化に向けた多様なニーズを把握するため、銀行界と産業界の対話の機会を持つことができたことは大変意義がある。今後もこうした対話を継続的に行っていきたいと考える。

また、研究会での検討を通じて、決済インフラが抱える課題を考えるに当たっての共通の視点を抽出することができた。これらは網羅的なものではないが、実務的な経験を経たものとして、今後の決済インフラの諸課題の検討を進めていく際にも有用な視点であると考えている。

本研究会は、金融機関共同の資金決済インフラを検討の中心に据えてきた。個々の金融機関の決済ビジネスが競争領域であるならば、資金決済インフラはいわば協調領域と理解することができる。各金融機関はこうした協調領域の土台を活用しつつ、より付加価値の高いサービスを健全な競争環境の下で提供していくことが重要であると考えている。

昨年の東日本大震災の経験を踏まえ、資金決済インフラの安定稼働を通じた決済機能の維持の重要性を改めて認識した。こうした点も踏まえ、今後も安全性を主軸に据えつつ、より利便性・効率性の高い決済サービスを提供していきたいと考えている。

以 上

「企業決済高度化研究会」の設立について

1. 趣旨

わが国における企業間決済の高度化に向けた資金決済インフラの活用の方等を検討するため、「企業決済高度化研究会」を設立する。

2. 参加メンバー

- ・銀行界（資金清算機関、日本銀行を含む）をメンバーとする（別紙）。
- ・会合のテーマに応じて、産業界・システムベンダー等に適宜参加を求める。
- ・全国銀行協会を事務局とする。

3. 主な検討事項

（1）実態把握

- ・銀行界のこれまでの取組みの評価
- ・企業の決済高度化ニーズの把握
- ・海外動向の調査

（2）検討

- ・企業間決済の高度化に向けた方策の検討
- ・方策を実現する上での技術的・制度的課題の整理

4. スケジュール

- ・初回は7月下旬を予定。
- ・概ね月1回の頻度で開催する。
- ・来年4月までを目途に検討の成果を取り纏める。

以 上

(付録2：研究会メンバー)

企業決済高度化研究会メンバー

銀行名	所属・役職(*)	氏名	出席回(**)
日本銀行	決済機構局 決済システム課長	中尾根 康宏	1回・10回
日本銀行	決済機構局 決済システム課 企画役	武田 直己	2～7回
日本銀行	決済機構局 決済システム課 企画役	森 毅	
日本銀行	前 決済機構局決済システム課 企画役	山田 隆人	2回
みずほ銀行	事務企画部 参事役	村上 匠	2・3・6～8・10回
みずほ銀行	イノベーションビジネス部 企画開発チーム 次長	瀬田 和則	1回
みずほ銀行	イノベーションビジネス部 企画開発チーム 参事役	升水 徳次	1～7回
みずほ銀行	みずほコーポレート銀行 トランザクション業務部 参事役	藤本 壮師	2～10回
みずほ銀行	みずほコーポレート銀行 e-ビジネス営業部 部長	梶田 聡仁	1回
みずほ銀行	みずほコーポレート銀行 e-ビジネス営業部 次長	村瀬 博	1～5回
みずほ銀行	みずほコーポレート銀行 e-ビジネス営業部 調査役	赤松 亘	8回
三菱東京UFJ銀行	オペレーションサービス企画部 次長	三澤 篤史	
三菱東京UFJ銀行	法人決済ビジネス部 上席調査役	岩崎 圭	3回
三菱東京UFJ銀行	IT事業部 上席調査役	柴田 誠	4回
三菱東京UFJ銀行	決済事業部 次長	柴山 健二	1回
三菱東京UFJ銀行	決済事業部 決済管理グループ 上席調査役	石嶋 和志	
三井住友銀行	事務統括部 手続企画グループ長	吉野 智之	
三井住友銀行	EC業務部 部長代理	北谷 展清	1～3・5～10回
三井住友銀行	決済企画部 部長	川越 洋	
千葉銀行	法人営業部 ビジネスセンター 調査役	岸川 幸嗣	1・4～10回
千葉銀行	営業企画部 ビジネス開発室 室長	久保島 淳一	1回
千葉銀行	営業企画部 ビジネス開発室 副調査役	関谷 俊昭	2～6回
静岡銀行	法人部 法人ソリューション営業グループ グループ長	望月 隆生	1回
静岡銀行	法人部 法人ソリューション営業グループ ビジネスリーダー	高塚 繁美	
みずほ信託銀行	法人業務部 次長	村上 宣道	1～3・6・10回
みずほ信託銀行	法人業務部 調査役	安田 高志	4・5回
北洋銀行	経営管理部 調査役	佐々木 祐介	4～6・8・10回
東日本銀行	審査部 調査役	天野 智英	2回
名古屋銀行	執行役員	石井 秀晴	1・3回
名古屋銀行	東京事務所 業務役	横山 和儀	2～4・7回
みなと銀行	リスク統括部 代理	小田 茂生	1回
全銀ネット	事務局長 兼 企画部長	大坪 直彰	1・4～6・8・10回
全銀ネット	全国銀行協会 金融調査部次長 兼 研修室室長 (前 全銀ネット 業務部 業務グループ長)	三橋 衛	1・4～6回
全銀ネット	業務部 業務グループ長	河野 良章	10回
(事務局)			
全国銀行協会	信用情報部長 (前 事務システム部長)	増田 豊	1回
全国銀行協会	企画部次長 兼 事務システム部参事役	中里 和義	

* 所属・役職は4月24日現在。

** 書面開催の第9回を除く出席回、空欄は全回出席。

(付録3：第6次全銀システムのXMLフォーマット仕様)

第6次全銀システム(2011年11月14日稼働)は、全銀センターと加盟銀行の間の交換電文について、希望に応じて、XML(Extensible Markup Language=拡張可能なマーク付け言語)電文形式を利用できることとしている。

電文様式は国際規格ISO20022を採用している。

全銀センターは、XMLメッセージと従来電文形式の相互変換を行うので、従来形式を利用する加盟銀行とXML電文形式を利用する加盟銀行の間で電文交換を行うことができる。

1. 全銀システムのXML電文

(1) 電文の種類

XML電文の種類	用途
A. ISO20022 準拠版 テレ為替、新ファイル転送で取扱う業務のうち、国際標準としてビジネスモデルが規定されている為替取引	○ 次のISO規格業務 (a) 振込、送金(Pacs. 008(顧客送金)) (b) 付替等(Pacs. 009(銀行間付替))
B. 全銀固有版① ISO20022が定める電文形式を使用するが、その用法が、ISO20022と一致しないもの(国内特有の業務)	不渡通知、請求、歳出金集中払明細等、年金振込明細等、国税還付金振込明細等、株式配当金振込等
C. 全銀固有版② 全銀システム固有の業務について、独自の電文形式を定めるもの(システム管理関係)	通信、エラー通報等

(2) 電文モード

電文モード	内容
シングルモード	1メッセージに1取引を記載
バルクモード	1メッセージに複数の取引を記載

(3) 電文の長さ※

可変長(5000バイト以下)

※ バルクモードの場合、一連の取引を解析した後のメッセージ長

2. XML電文を利用したEDI情報の拡張

仕向銀行と被仕向銀行の双方がXML電文形式に対応している場合、両者間において、20桁を超えるEDI情報を交換することができる。この場合、EDI情報欄(20桁)に追加して、EDI情報(拡張)欄に追加情報(140桁×複数回)を記載する(次頁参照)。

3. 全銀システムー従来電文と XML 電文の項目対応（振込電文の場合の例）

次のとおり、全銀システムの各電文項目は ISO が定める XML メッセージ要素に格納されて、電文交換される。

EDI 情報については、仕向・被仕向の双方が XML 対応銀行である場合は、「(拡張)」欄に追加情報を記載して（140 桁/行）、電文交換することができる。

従来電文	XML 電文 (ISO20022 Pacs008 – FIToFICustomerCreditTransfer)	
項目	項目	XML メッセージ要素名
取扱日	取扱日	CreditTransferTransactionInformation -InterbankSettlementDate
通信種目コード	通信種目コード	CreditTransferTransactionInformation -PaymentTypeInfoInformation -LocalInstrument -Proprietary
受信銀行・店名	受信銀行名	CreditTransferTransactionInformation -CreditorAgent -FinancialInstitutionIdentification -Name
	受信店名	CreditTransferTransactionInformation -CreditorAgent -BranchIdentification -Name
金額	金額	CreditTransferTransactionInformation -InterbankSettlementAmount
発信銀行・店	発信銀行名	CreditTransferTransactionInformation -DebtorAgent -FinancialInstitutionIdentification -Name
	発信店名	CreditTransferTransactionInformation -DebtorAgent -BranchIdentification -Name
銀行間手数料	銀行間手数料	CreditTransferTransactionInformation -ChargesInformation -Amount
口座番号等	口座番号	CreditTransferTransactionInformation -CreditorAccount -Identification -Other -Identification
	預金種目コード	CreditTransferTransactionInformation -CreditorAccount -Type -Proprietary
EDI 情報	EDI 情報	CreditTransferTransactionInformation -RemittanceInformation -Unstructured (最大 20 桁)
	EDI 情報 (拡張)	CreditTransferTransactionInformation -RemittanceInformation -Unstructured (最大 140 桁、さらに繰返しの利用も可能)
受取人名	受取人名	CreditTransferTransactionInformation -Creditor -Name
依頼人名	依頼人名	CreditTransferTransactionInformation -Debtor -Name

以上